

(参考)

医療観察診療報酬明細書等の記載要領について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室長通知）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新 通 知 (平成 28 年 4 月 19 日障医発 0418 第 2 号)	旧 通 知 (平成 26 年 4 月 18 日障医発 0418 第 2 号)
別紙 医療観察診療報酬明細書等の記載要領 病院・診療所・薬局記載用 I (略) II 診療報酬明細書(様式第 2)の記載要領 1 (略) 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項 次に掲げるもののほかは、保険記載要領別紙 1 の II 第 3 の 2 の (1)、(2)、(3)、(10)、(11)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、 (19)、(24)、(25)、(26)、(27)、(28)、(38) キ、ク、ケ、コ、サ、 ニ及び(39)ウと同様であること。 (1)～(4) (略) (5) 「その他」欄について ア 通院対象者通院医学管理料関係 (ア)～(ウ) (略) (エ) 通院対象者通院医学管理料を算定している対象者につ いて、通院医学管理事前調整加算を算定した場合は、行を 改めて通院医学管理事前加算の点数を記載すること。 (オ)・(カ) (略) イ 医療観察精神科専門療法を算定した場合は、当該項目、回数 及び合計点数を記載すること。また、次の(ア)～(ケ)につ いても合わせて記載等すること。 (ア)～(ウ) (略)	別紙 医療観察診療報酬明細書等の記載要領 病院・診療所・薬局記載用 I (略) II 診療報酬明細書(様式第 2)の記載要領 1 (略) 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項 次に掲げるもののほかは、保険記載要領別紙 1 の II 第 3 の 2 の (1)、(2)、(3)、(10)、(11)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、 (19)、(24)、(25)、(26)、(27)、(28)、(38) キ、ク、ケ、コ、サ、 ニ及び(39)ウと同様であること。 (1)～(4) (略) (5) 「その他」欄について ア 通院対象者通院医学管理料関係 (ア)～(ウ) (略) (エ) 通院対象者通院医学管理料を算定している対象者につ いて、通院医学管理事前調整加算を算定した場合は、行を 改めて通院医学管理事前加算の所定点数を記載すること。 (オ)・(カ) (略) イ 医療観察精神科専門療法を算定した場合は、当該項目、回数 及び合計点数を記載すること。また、次の(ア)～(ケ)につ いても合わせて記載等すること。 (ア)～(ウ) (略)

(エ) 医療観察認知療法・認知行動療法を算定した場合は、初回の算定月日と一連の治療における算定回数の合計を「摘要」欄に記載すること。

(オ) 医療観察依存症集団療法を算定した場合は、治療開始日を「摘要」欄に記載すること。

(カ)～(ケ) (略)

(コ) 医療観察精神科訪問看護指示料

医療観察精神科訪問看護指示料を算定した場合は、「摘要」欄に医精指示と表示すること。なお、医療観察衛生材料等提供加算を算定した場合は、「摘要」欄に「医衛材提供」と表示すること。また、医療観察精神科特別訪問看護指示加算を算定した場合は「摘要」欄に医精特指示と表示し、その必要性を認めた理由を記載すること。

ウ (略)

(6) 「入院」欄について

ア～ウ (略)

エ 「特定入院料・その他」の項について

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 回復期入院対象者入院医学管理

「注4」の規定に基づき減算する場合は(経過)と表示し、減算後の点数を記載すること。また、転院日から起算して90日を経過していないことから「注4」の規定に基づき減算していない場合は(転院)、急性憎悪等やむを得ないことから「注4」の規定に基づき減算していない場合は(急性憎悪)、難治性精神疾患への高度な医療を新たに導入したことから「注4」の規定に基づき減算していない場合は(高度導入)と表示し(転院)については転院日も記載すること。)

(エ) (略)

(オ) 入院対象者入院医学管理料を算定している対象者について、転院調整加算を算定した場合は、行を改めて転院調整加算の点数を記載するとともに、転院日を「摘要」欄に記載すること。

(カ)・(キ) (略)

(エ) 医療観察認知療法・認知行動療法を算定した場合は、初回の算定月日と一連の治療における算定回数の合計を「摘要」欄に記載すること。

(オ)～(ク) (略)

(ケ) 医療観察精神科訪問看護指示料

医療観察精神科訪問看護指示料を算定した場合は、「摘要」欄に医精指示と表示すること。また、医療観察精神科特別訪問看護指示加算を算定した場合は「摘要」欄に医精特指示と表示し、その必要性を認めた理由を記載すること。

ウ (略)

(6) 「入院」欄について

ア～ウ (略)

エ 「特定入院料・その他」の項について

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 回復期入院対象者入院医学管理

「注4」の規定に基づき減算する場合は(経過)と表示し、減算後の点数を記載すること。また、転院日から起算して90日を経過していないことから「注4」の規定に基づき減算していない場合は(転院)と表示し、転院日を記載すること。

(エ) (略)

(オ)・(カ) (略)

(7)～(8) (略)

Ⅲ (略)

訪問看護ステーション（訪問看護事業型指定通院医療機関）記載用

Ⅰ・Ⅱ (略)

別添 (略)

(7)～(8) (略)

Ⅲ (略)

訪問看護ステーション（訪問看護事業型指定通院医療機関）記載用

Ⅰ・Ⅱ (略)

別添 (略)